

産業構造審議会知的財産分科会

第24回不正競争防止小委員会議事録

日時：令和5年11月28日（火） 10：00～11：20

場所：経済産業省9階東1－1会議室（WEB会議室併用）

○猪俣室長　それでは、定刻となりましたので、ただいまより産業構造審議会知的財産分科会不正競争防止小委員会第24回会合を開催いたします。

事務局を担当しております知的財産政策室長の猪俣でございます。よろしくお願いいたします。本日は、御多忙の中、御出席いただきまして誠にありがとうございます。

本日は、経済産業省会議室で対面にて開催しつつ、オンラインを併用し、一部の委員の皆様がTeamsによる参加となります。

議事の公開につきましては、本小委員会では、一般傍聴者及びプレスの方々は、Teamsでの傍聴に限って可能としております。

また、配付資料、議事要旨及び議事録も原則として公開という扱いとさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

また、オンラインで御参加の皆様におかれましては、カメラをオンに設定していただき、御発言される際を除き、マイクはオフに設定をお願いいたします。

なお、御発言いただく際は、Teamsの挙手ボタンを押してください。こちらから指名いたしますので、マイクをオンにいただき、発言が終了した後は、マイクをオフにし、手を下ろしていただきますよう御協力をお願いします。

続きまして、委員の交代について御紹介申し上げます。最初に、今回から新たに御参加いただく委員を御紹介させていただきます。本日は御欠席ですが、畠山一成委員、日本商工会議所常務理事でございます。前回退任されました久貝卓委員の御後任となります。

なお、本日は、小松委員、富田委員、畠山委員が御欠席となっております。

また、オブザーバーとして、内閣府知的財産戦略推進事務局、法務省民事局及び刑事局に御出席いただいております。

それでは、これより先の議事進行は岡村委員長にお願いしたいと存じます。

○岡村委員長　おはようございます。委員長の岡村でございます。本日もよろしくお願いいたします。

それでは、まず、事務局から本日の資料につきまして御確認をお願いいたします。

○猪俣室長　事前に皆様に送付した資料を確認させていただきます。資料１、議事次第、資料２、委員名簿、資料３－１、「限定提供データに関する指針」の改訂ポイント、資料３－２、限定提供データに関する指針（案）、資料４－１、「秘密情報の保護ハンドブック」の改訂ポイント一覧、資料４－２、秘密情報の保護ハンドブック（案）、資料５、従業員のための営業秘密・秘密情報漏えいの防止のためのてびき（仮称）（案）、資料６、外国公務員贈賄に関するワーキンググループにおける審議経過、参考資料１、「外国公務員贈賄防止指針」の改訂について、参考資料２、外国公務員贈賄防止指針（案）でございます。

配付物に不足などございましたら、お申し出ください。

○岡村委員長　ありがとうございました。それでは、初めに事務局から本日の議題につきまして御説明をお願いします。

○猪俣室長　議事次第、資料１を御覧ください。本日は、前回御議論いただいた各種啓発資料の改訂方針を踏まえて、事務局にて御用意させていただきました改訂案について、２．「限定提供データに関する指針」の改訂案、３．「秘密情報の保護ハンドブック」の改訂案とともに、新たに御用意しました４．「従業員向け啓発資料」の案について御審議をいただき、御意見を頂戴できればと考えてございます。

また、不正競争防止法に規定されております外国公務員贈賄に関連し、別途開催されておりますワーキンググループにおいて「外国公務員贈賄防止指針」の見直しが検討されており、昨日、この議論がまとまったことから、５．外国公務員贈賄に関するワーキンググループにおける審議経過につきましても、本日、御紹介、御報告させていただきたく存じます。

限られた時間での審議となりますので、御協力のほど、よろしくお願いします。

○岡村委員長　ありがとうございました。それでは、最初の議題に入りたいと思います。

まずは、事務局から資料３－１及び資料３－２につきまして御説明をお願いします。

○猪俣室長　資料３－１を御覧ください。「限定提供データに関する指針」の改訂ポイントでございます。ページをおめくりいただきまして、改訂ポイントとしては、この１枚でございます。

令和5年不正競争防止法の改正により、同法第2条第7項の限定提供データの定義につきまして、従前の「秘密として管理されているものを除く」から、「営業秘密を除く」に改正されましたので、「限定提供データに関する指針」において、限定提供データの定義の説明内容を改訂させていただいております。そのほかについては、法改正に伴う引用条文の修正や、本文・図内の条番号のずれの修正など、軽微な修正を行ってございます。

資料3-2につきましては、それを反映していると思っておりますので、説明は省略させていただきます。

資料3につきましては、以上でございます。

○岡村委員長 ありがとうございました。ただいま事務局から説明していただきました「限定提供データに関する指針」の改訂案につきまして、皆様方から御意見、御質問がございましたら、御発言をお願いできればと存じます。いかがでございましょうか。では、末吉委員、お願いいたします。

○末吉委員 ありがとうございます。1点だけ、ちょっと意見を申し上げたいと思うのですが、資料3-1の、ずっと赤で消してあって、本規定の趣旨はというところのパラグラフの最後なのですけれども、実務上は、両制度による保護の可能性を見据えた管理を行うことは否定されないと。従前よりここに記載されていたわけですけれども、今回の改正は、いわばダブル管理、両様の管理をするという実務慣行を大幅に正当化する、後押しするものであるということは、書き加えてもよろしいのではないかと思います。

実務家が随分この点を質問されて、二重に保護されないことと二重に管理することと何が違うのだということも受けていたのです。その点をまさに指摘していたところでございますけれども、今回の改正はこれをさらに前進させるものであると思いますので、もし可能であれば、そのような記載もあっていいのではないかと思います。

以上であります。

○岡村委員長 ただいまの末吉委員からの御指摘は、私も大変重要な点だと考えるものですが、今の点に関しまして、ほかの皆様方はいかがでしょうか。何か御意見などございますでしょうか。田村委員、うなずいておられますけれども、いかがでございましょうか。

○田村委員 全く異論ございません。

○岡村委員長 ありがとうございます。ほかの委員の先生方、いかがでしょうか（「異論ございません。賛成」と呼ぶ者あり）。

では、事務局、今の点につきまして何かございましたら。

○猪俣室長　御指摘いただきました点、どのように書くべきかどうかも含めまして事務局内で検討して、また皆様と御相談させていただきたいと思っております。

○岡村委員長　そうしましたら、この資料3－1につきまして、他の点でも結構ですので、御意見、御質問ございますでしょうか。特にございませんでしょうか。——ありがとうございました。では、ここからの修正作業につきましては、委員長である私に御一任いただきまして、その後、パブリックコメントにかける案につきまして委員の皆様方に御報告する形とさせていただくことで進めたいと思いますが、御了承いただけますでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ありがとうございます。そうしましたら、ここからの修正は、私が委員長として事務局と協議の上、取りまとめさせていただきたく存じます。

それでは、次の議題に入っていきたいと思えます。まずは、事務局から資料4－1及び資料4－2につきまして御説明をお願いいたします。

○猪俣室長　資料4－1「秘密情報の保護ハンドブック」の改訂ポイントにつきまして、御説明したいと思います。

ページをおめくりいただきまして、2ページ目でございます。前回も申し上げたところでございますけれども、今回の改訂の基本方針としましては、前回の改訂以降の社会情勢の変化、関係法令等の進展・見直しを踏まえて改訂を検討させていただきました。また、資料5として別途説明申し上げますけれども、従業員向けの啓発資料の作成も検討しているところでございます。

スライド2ページ目に今回の基本方針について、3つ四角がございます。

1つ目は、関連する「法制度の見直し・ガイドラインの改訂」に伴う修正についてです。例えば、水産庁において「養殖業における営業秘密の保護ガイドライン」などが作成されたということでございますので、こうしたものを「秘密情報の保護ハンドブック」に反映しております。

また、2つ目は、営業秘密・秘密情報を取り巻く「環境の変化」に伴う修正についてです。AIの利活用などにつきまして、意図しない情報漏えいインシデントを防ぐ上での留意点、流出リスクについて、コラムのような形で、修正・追記をさせていただきたいと思っております。

また、3つ目としては、そのほか、巻末の「参考資料」の修正をさせていただいてございます。

3 ページ目は「秘密情報の保護ハンドブック」の位置づけ、「営業秘密管理指針」との関係についての簡単な説明でございます。皆様には御案内のとおりかと思えますけれども、別途「営業秘密管理指針」がございまして、こちらは従前より、不正競争防止法により、営業秘密として法的保護を受けるために必要となる最低限の水準を示すものでございまして、最終の改訂は平成 31 年 1 月になされているものでございます。

そして、今回の「秘密情報の保護ハンドブック」については、営業秘密に関する法的保護レベルとは別に、企業等が保有する各種の重要情報・秘密情報の漏えい対策として有効と考えられる様々な対策・対応や推奨される対策・対応等を包括的に紹介するものでございます。かなり分厚いものでございますけれども、皆様に幅広く使っていただくために、様々な情報が包括的に得られるようなものとして編集をしているところでございます。

それでは改訂の柱・方針に則して、主な改訂内容を御紹介させていただきます。

4 ページ目でございますが、まず、限定提供データに関する記載を今回追加しております。

また、4 ページ目の右側ですが、こちらが今回の法改正で新設されました 19 条の 2、19 条の 3、国際的な裁判管轄及び適用範囲に関するものでございます。「日本国内において管理されているもの」について、補足説明として、海外に所在するサーバに蔵置されている営業秘密であったとしても、日本国内で管理体制を敷いているのであれば、海外での侵害行為に対し日本の不競法に基づいて保護を受けることができるということについて明記させていただいているものでございます。

続いて、5 ページ目でございます。こちらは、いわゆる使用等の推定の規定でございます。産業スパイのような者による不正取得型の類型につきましては、この使用等の推定が現行法でも働いていたものでございますけれども、今回の法改正によりまして、いわゆる正当取得型、例えば元従業員、現役の従業員、あるいは取引先関係者から漏れてしまった類型についても、この推定の対象となることについての追記をさせていただいております。

また、5 ページ右側ですが、場合によっては転職者といった方々が持ち込んだ情報について、この使用等の推定が機能するような場合がありますので、気をつけるべき点を追記させていただいております。

6 ページ目でございます。こちらは、先ほど申し上げました、水産庁で、水産物にかけますガイドラインが作成・公表されたところでございます。これを踏まえまして、養殖業における営業秘密の保護ガイドライン等についての記載をさせていただいたものでござい

ます。

続きまして、7 ページ目でございます。こちらはA I に関することについて少しコラムとして書かせていただいております。生成A I の使い方、そして、その使用・設定の仕方によっては、営業秘密が入力され外部に漏れるというリスクがないわけではないと思っております。最近では、個人情報のことが多いわけでありますけれども、営業秘密に関しても、生成A I の使い方によっては、そういったリスクが考えられるということを意識して、生成A I を使っていただきたいということについて記載させていただいているものでございます。

8 ページ目につきましても同じようなところを書かせていただいております。営業秘密等の秘密にすべき情報が含まれている情報を生成A I に入力させるべきなのかどうかについて確認する、入力した情報が外部に漏れないかどうかを確認することが重要ですので、まずは社外、そして関係者から漏れないようにする対策を講じることが重要であるということに記載させていただいているところでございます。

9 ページ目でございます。まず、ページ左側ですが、こちらについては、そういった生成A I が新たに使われるということが企業はもちろん大学、研究機関などでもあると考えられます。秘密情報が漏れるというリスクを意識して、事前にルール設定をして、従業員にそのルールを周知しておくことが重要であろうかと思っておりますので、生成A I を含む新たなツールの特性を理解した上でこれらの対応をすることが重要であろうということを書かせていただいております。

9 ページ目の右側でございます。こちらは、大学、研究機関など、企業以外についても情報管理が重要である旨を書かせていただいております。不競法におきまして、事業者として大学が対象に含まれることを前提とした裁判例も存在しているというように2つ目の矢羽根で書いております。こうしたことが営業秘密にも当てはまると考えられます。したがって、大学、研究機関などにおきましても、例えば企業とも共同研究をしたりしますし、特許出願前の情報は営業秘密、ノウハウとして管理していくことも考えられますので、意図せざる、そして、場合によっては誰か他者が意図的に漏らすというところに対して、法的な保護を不競法として受けられることが可能というような記載を書いております。

そして、10 ページ目でございます。まず、大学の情報漏えいのところでございますけれども、大学・研究機関といった組織についても営業秘密などの保有者に当てはまること

になりますと、そういったところで働く方、いわゆる研究される方、学生の方、実習生についても、営業秘密が漏れる場合を意識して行動していただくこと、そして、事前にそういったルールを設定しておくことが重要であるということでございます。我々が今回改訂する「秘密情報の保護ハンドブック」をしっかりと御覧いただいて、対策を講じていただくことが重要かと思っております。

また、10 ページ目右側では、今回、経済安全保障に関するところの追記をさせていただいております。経済安全保障推進法が成立しておりまして、今後特許出願の非公開に関する事項について施行されるというように承知しております。

出願された特許発明の公開が場合によっては留保された発明に関しては、それが公開されるまでにおいては営業秘密として保護されることが可能であると思いますので、そういうことについての記載をさせていただいています。

11 ページ目を御覧ください。左側はM&Aに関するところでございます。場合によってはM&Aにおける交渉で他社と共有する営業秘密などもあり得ると思いますし、そういった場面は、まだM&Aが成立していない交渉においてもあり得ると思います。こうした状況におきましても勝手に、交渉相手に断りなくその営業秘密を漏らしてしまえば、営業秘密侵害になり得るかもしれませんし、そもそも相手との関係で問題となる行為になりますので、M&Aにおける交渉におきましても、適切な営業秘密の管理をしなければいけないという旨を記載させていただいているところでございます。

また、右側におきましては、いわゆる訴訟手続きにかかわる場合でございます。現行法令でも営業秘密を含む文書につきましては、場合によっては、裁判所が認めれば非公開になることがあり得るわけでございます。

訴訟手続きにおける文書提出等によって、その保有者の手から離れたところに情報が存在することになるため、場合によっては情報漏えいや不正利用のリスクがあり得るということを意識していただきつつ、万が一訴訟手続きになったときには、秘密情報の提出について、慎重な対応が重要である旨を書かせていただいているところでございます。

以上が主な改訂でございます。

それ以降につきましては、技術的なところが多いところでございますので、この場での説明は省略させていただきます。今回の改訂の主なところは以上となります。

○岡村委員長 ありがとうございました。ただいま事務局から説明をいただきました「秘密情報の保護ハンドブック」の改訂案につきまして、かなり多方面にわたりますけれ

ども、御意見、御質問がございましたら、どの箇所かということをお指定の上、御発言をお願いできれば幸いです。よろしくお願いします。では、末吉委員、お願いいたします。

○末吉委員 ありがとうございます。1つは5ページでございます。転職者の受入れのところに、私が思いますに、特に、同業他社からの転職、あるいは特別の技術・技能を有する転職者の受入れに際しては慎重な姿勢が必要であるというような指摘を、どこかに入れておいたほうがいいのではないかと。これは意見です。

○岡村委員長 すみません、同業他社というのがベースにあって、その上に、特殊な知識等をお持ちの方という上下関係になるのでしょうか。それとも並列関係で？

○末吉委員 並列と考えました。同業他社でなくとも、特別の技術・技能をお持ちの方を採用なさった場合については注意が必要なのかなと思いました。ありがとうございます。

○岡村委員長 理解いたしました。

○末吉委員 以上が1点目でございます。2点目は11ページでございます。これは趣味の問題かもしれませんが、実務家としては、参考の枠の中の、最初の矢羽根の終わりから2行目に「慎重な対応が必要」とございます。慎重な対応の前に「秘密保持命令の活用など」というように入れていただきたいと思います。

秘密保持命令が絶対とは申しませんが、我々実務家は、まず秘密保持命令の申立てを一応検討いたしますので、入れていただくと、より締まるのではないかと。

以上でございます。

○岡村委員長 ありがとうございます。今、末吉委員から2点御指摘がありましたが、まずはそれに関連して何か御意見ございますでしょうか。2点、いずれの点からでも結構でございます。——特にございませんでしょうか。では、事務局、今の2点につきまして、何か御指摘等はございますでしょうか。

○猪俣室長 我々のほうでも極力反映させていただく方向で、事務局の中で相談、検討していきたいと思えます。

○岡村委員長 末吉委員、よろしいでしょうか。

○末吉委員 お願いします。

○岡村委員長 ほかには特にございませんでしょうか。——では、皆様がお考えになっている間に。今、拝見して気がついたのですが、11ページ目の左側の最初のセンテンスのところに説明としてM&Aによる交渉等と書いてあって、一番下のセンテンスのところにはM&A交渉（事前協議を含む。）というような形です。M&A交渉はもちろん事前交

渉を含むわけですが、形式という面からしましても御統一いただいたほうが。お分りのとおり、法律の世界では異なる書き方をすることは異なる内容を示すものだという事を考える方もいらっしゃると思いますので、ひとつ、記載の統一をお願いできればと思います。

ほかに何かございませんでしょうか。では、何か一言ずつでもお願いできればと思います。順番で失礼ですが、杉村委員、御覧になっていかがでございましょうか。

○杉村委員 ありがとうございます。基本的には賛成でございます。先ほど末吉委員が御指摘された 11 ページも付加していただけるということで、ぜひお願いしたいと思います。

それから、末吉委員が第 1 点目に御指摘されました点についても付加していただければと思いますが、文言につきまして「慎重な対応」との「慎重」という言葉については一度御検討いただいて、誤解がないような文言にしていいただければと思います。

○岡村委員長 例えば、どんな表現が考えられますでしょうか。

○杉村委員 「慎重」といいますと、どちらかといえば否定的な意味に理解される方もいらっしゃると思います。人材の流動化を促進していく必要性の側面もありますし、営業秘密をきちんと守るというような側面もありますので、マイナスの方向と誤解がないような文言がよいように思います。

例えば、十分に留意をすとか等、何か適切な文言はないでしょうか？

○岡村委員長 もしくは、重点を置いた対応をするというような趣旨なのでしょうかね。

○杉村委員 はい。猪俣室長や岡村委員長に適切な文言の選択については、ご一任したいと思います。

○岡村委員長 今の点、ウェブで御参加の委員の方々はいかがでしょうか。では、田村委員、お願いします。

○田村委員 私も杉村先生と同じ印象を持ちました。人材の流動をやめるという方向での慎重な対応は、やはりよくないと思っています。先ほどちょっと御提案がありました重点というのがよいかどうか分かりませんが、要するに、秘密管理に気をつけるということに重点を置いた書き方がよろしいのではないかと思います。

○岡村委員長 ありがとうございます。それでは、ほかになれば、今の点は、室長、表現を少し御検討願えればと存じます。

○猪俣室長 留意する、意識する、重点を置くなど、我々事務局のほうでいろいろ考え

たいと思います。ありがとうございます。

○岡村委員長 次に、長谷川委員は何かございますでしょうか。

○長谷川委員 全体として、今回御修正いただいた点に異存ございません。先ほど末吉委員に御指摘いただいた2点も同意させていただきますが、このうち2点目の11ページの1、矢羽根のところに秘密保持命令の申請などの追記をしてはという御提案については、私どもの限られた訴訟経験で言うと、秘密保持命令を申し立てたとしても必ずしも裁判所が認めてくれるとは限らないケースもあり、当事者間の秘密保持契約に委ねられたり、閲覧謄写等制限で対応することもあると認識しております。

従って、秘密保持命令申立という記載も必要ですが、それに加え、そもそも証拠として提出する書類や情報を吟味し、何を提出するのかをしっかりと検討することが望ましいという点も本来この趣旨に含まれているのではないかと考えておりますので、そのような点も明示していただくと、実際に訴訟実務を遂行していく上でより参考になるのではないかと思います。

以上です。

○岡村委員長 ありがとうございます。あと、審理の非公開というのもありますよね。

○長谷川委員 そうですね。そういったものも挙げていただくとより良いかと。ここでは、もともと慎重な対応が必要になるとしか書かれていませんでしたので、どういった対応が考えられるのかできるだけ具体的に例示していただけると、より有益かと感じました。

○岡村委員長 あと、秘密保護には、営業秘密を意識した形で文書提出命令などに関しても督促がございますので、その点、いろいろと活用ということが考えられようかと存じます。

ほかに、先生方。水野委員、あとはどんな制度が。あくまでも一般論で結構ですので、何か落としている点がありますでしょうか。

○水野委員 水野でございます。今、先生方から御指摘いただいた制度が考えられると思われます。民事訴訟法に秘密保護のための閲覧等の制限というのがございまして、不競法をはじめ、知財関係の訴訟でも用いられているところです。

先ほど秘密保持命令について、裁判所が発令に消極的とのお話もありましたが、裁判所としては、申立てがあった際に事案や文書の性質に応じて判断させていただくことになるかと思います。

また、今回のハンドブックは企業向けと理解していますが、基本的には、企業が訴訟す

る、されるということになった場合には法律の専門家に委任することが多いかと思いますので、委任を受けた代理人がおおむねそういった情報、知識はお持ちかと思われます。まずは、法律の専門家に相談していただくことに実際にはなると認識しているところです。

○岡村委員長　大変ありがとうございました。安堵いたしました。それでは、その点も含めて御検討していただいて、場合によれば、水野委員、大変恐縮ですけれども、私どもの知識に不十分な点がないかどうか、記載に不正確な点がないかどうかを事務局からお問合せさせていただくかもしれません。そのときは、御協力を可能な限度でお願いできればと存じます。

○水野委員　承知しました。

○岡村委員長　河野委員、何かございますでしょうか。

○河野委員　ありがとうございます。事務局の御提案、各委員の方からの御意見、共に異存はございません。具体的な書きぶりについては、事務局と岡村委員長に一任をさせていただければと思います。よろしくお願いいたします。

○岡村委員長　ありがとうございます。それでは、下川原委員、何かございますでしょうか。

○下川原委員　私も事務局からの御説明、また、委員の皆様からの御意見、特に異存はございません。この先、適宜修正を委員長と事務局のほうで加えてくださる必要な箇所があれば、やっていただければと思います。ありがとうございます。

○岡村委員長　ありがとうございます。ほかに何か御指摘は皆様方、ございませんでしょうか。――では、ないようでございますので、今御指摘いただいた点を踏まえまして、ここからの修正作業につきましては委員長である私に御一任いただいて、事務局と相談の上、パブリックコメントにかける案につきまして委員の皆様方に御報告をする形とさせていただきたいと思いますが、御了承いただけますでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

そうしましたら、ここからの修正は私が委員長としてまとめさせていただきたく存じます。ありがとうございます。

それでは、次の議題に入っていきたいと思います。まずは、事務局から資料5につきまして御説明をお願いします。

○猪俣室長　資料5でございます。キャッチフレーズとしましては「営業秘密のキホン！」ということで仮称とさせていただいております。従業員の方々のために、皆様に手

に取ってもらえるようなものにしていきたいと思っています。

皆様に事前にお示しした従前の素案は、文字が多くて法律用語が多い、そして、イラストをもっと多用したほうがいいのではないかというようなコメントをいただきました。そして、少しおどろおどろしいといいますか、後ろ向きで社員の方を脅すような表現は避けたほうがいいのではないかというような話もいただきました。他にも、全部の中身を入れてしまうと、どうしても分量が増えてしまうことになりますので、必ずしも網羅的なものでなくてよいのではないか、そういったコメントをいただいたところでございます。

そういった御意見を踏まえさせていただきまして、改めて作成したものが今回お示しした案でございます。ただ、これでもまだ途上のものでございます。

イラストにつきましては、様々な事前のチェックも必要でございますので、こういったイラストを入れられるかにつきましては、これから考えていきたいと思えます。イラストがまだ入ってございませんが、できるだけ文字を少なくしたバージョンとして今回作成しているものでございます。

ページをおめくりください。1ページ目としては、簡単な前振りが書いてございます。「知って、守ろう！営業秘密。」ということございまして、会社、大学、研究機関には勝手に漏らしてはいけない機密情報がいっぱいありますと。その中でも特に大事なのが、ノウハウ、マニュアル、顧客名簿、図面、研究成果などの営業秘密であるということでございます。

「報酬目当てで勝手に漏らせば、会社上司に怒られるだけではなく、法律違反で逮捕されたり、高額な損害賠償で訴えられることもございます。営業秘密は、営業活動している民間企業の営業部門だけの話ではありません。研究開発部門の実験成果も対象です。普段から情報管理を心がけて、会社の情報、特に営業秘密を漏らさないように心がけましょう。」というような簡単なメッセージを書いています。

2ページ目でございます。会社でこんな場面はありませんでしょうかというものでございます。例えば、飲み会で職場仲間と話してしまっ、て、ついつい部内限りの情報をしゃべってしまう。こうしたものは隣にいる人に漏れているかもしれない。

会議後のエレベーターで、ついつい、会議が延長して秘密の情報を話してしまう。そういったときに会議とは関係ない人が乗っていてそこから情報が漏れることもないわけではない。

また、最近ではテレワークが増えてございます。こういったところで、自分だけがしゃ

べっていて相手にしか聞こえていないかもしれませんが、実は隣の人にしゃべって、オンラインでしゃべっている話が漏れてしまっている。

こういったことについても、必ずしも営業秘密だけではないかもしれませんが、会社としては漏らしてほしくないような情報が、実は意図せざる形で漏れている可能性もあるということで、こうしたものは社会人としてNGということを書いてございます。

就業規則などの内規がまずあって、そういったものに反する、そして場合によっては不競法違反で訴えられることもあるということでございます。

その次として『営業秘密』って、どんな情報？というものでございます。企業、大学、研究機関などが、営業活動や研究、開発から生み出した様々な情報ということで、顧客名簿・情報、接客マニュアルといったものを営業上の情報として、製造方法、図面、金型といったものを技術上の情報として例示させていただいております。自社の優位を確保するため、このような情報をあえて秘密管理するということを会社などでは求められているところであり、こうした会社などが自発的に、あえて秘密にしている情報が営業秘密となるということでございます。

これを少しブレイクダウンしていきますと、いわゆる営業秘密の3要件ということで、秘密管理性、有用性、非公知性というものがありますけれども、よく裁判で論点となりますのは秘密管理性ということで、秘密管理性のところを少し大きく書かせていただいております。

従業員、教員、取引先関係者など、情報に接する人が、秘密情報とはっきり認識できるようになっているかどうかということだと思います。よく例示でありますのは、マル秘や社内限り等の表示、アクセスの制限、施錠ロッカーへの保管、無断持ち出し禁止といったものが書いてあるかどうか。そして、秘密保持契約、社内のルールがあるかどうか。こういったことが裁判でも論点となりますので、こういったものを企業等の取組の具体例として書かせていただいております。

5 ページ目は、どんなことをしてはいけないかというものでございます。先ほど申し上げたような種類の営業秘密についての①取得（くすねる）、②開示（横流し）、③使用といった3つの行為につきまして、例示もいろいろ書かせていただいて、こういったことをしてはいけませんよというようにしてございます。

6 ページ目としては、実際にこうした例があったというように、具体例を書かせていただいております。業務委託契約の中で、社内での閲覧しか認められていないといった情報

につきまして、アクセス権限があるのだけれども、勝手にその情報を他社に売ってしまう場合や、U S Bを使ったり、頭の中に入れて持ち出した場合でも違法になり得るというものでございます。

また、権限のない従業員や、外部の人が、そもそも権限がないにもかかわらず、その会社のサーバに勝手に不正アクセスして、情報を持ってきて、他社に売ったり、自分で使用したりする、こういったことについてもよくないですということの例を書き出しております。

また、次のページでは、職場にありがちな具体例として、会社から使ってよいと言われた情報を、許可された範囲を超えてため込む、個人用のU S Bに複製をするなど、いわゆる、法律用語では領得と言いますが、領得という表現は法律用語で、少しとっつきにくいので、そういった表現は使っておりませんけれども、いわゆる権限のある従業員であっても、こういったことがあり得るということでございます。

また、転職する際の行為として、在職中に営業秘密を持って行って、退職後にそれを横流しするようなこと。こういったことが最近では増えているということで、こういったケースについても具体例として書かせていただいております。

営業秘密のキホン3、8ページ目でございます。実際に裁判で訴えられたらどのようなのか、簡単な事例でございます。刑事罰として10年以下の懲役、2,000万円以下の罰金、海外使用などは3,000万円以下となっております。実際例として、懲役5年、罰金300万円というものがあつたところでございます。

民事責任では、多額の損害賠償や製品も差止めになるということで、損害賠償で約10億円というものも出ているケースでございます。

実際にもこういったものがありまして、不正の利益についての簡単な記述を書いております。これも逐条解説で書いてございますけれども、単なる自分の利益だけではなくて、第三者に対しての利益のために営業秘密を勝手に持ち出したりするような行為についても対象となっております。この第三者については、外国の政府機関、関係者なども対象というようにさせていただいています。例として、元従業員の方が、ロシア外交官に漏えいしたような事件がございましたので、そういったものを例示として書いております。

最後のほうでは、では、普段からどうしたらいいのかというところを書いてございます。トラブルに巻き込まれないためのポイント。自分が職場で接する情報のうち何が営業秘密に当たるかを事前に確認をしましょう。そして、何をしてはいけないか確認しておこうと

いうところでございます。

普段の日常業務では、社内、研究室内で何が営業秘密かを特定して、その取扱いのルールを決めておきましょう。そして、勤務先の就業規則などのルールについてもよく理解しておきましょう。その上で、定期的に誰かが勝手に営業秘密を漏らしたりしていないかチェックをすることが大事かと思っております。

なお、正当な業務、正当な目的での持出しは問題ないということで、上司の許可を得ながら在宅勤務のために行うことは構わないということを書かせていただいております。

そして、転職、独立を予定している場合。こういったところで営業秘密が漏れいするような事件が最近増えているということから、ここについても例示しております。

転職、独立する前に、今いる会社の営業秘密を勝手に個人のパソコンに入れたり、自宅にメール送信していないかを確認しましょう。そして、もしもあれば、きちんと消去しておきましょう。退職時に、会社の営業秘密を持ち出していないのか、会社との意思疎通、認識の齟齬がないように会社と事前に確認をしておきましょう。退職時に、会社の情報のうち、何を使ってよいのか、悪いのかについて確認をしておきましょう。そして、転職、独立した後では、場合によっては転職先に迷惑をかけてしまうようなことがないかどうか、元いた会社との約束を正確に伝えておきましょう。転職先の職場や独立した会社に前の会社の情報を不用意に持ち込まないようにしましょう。元いた会社の営業秘密を転職先で使って製品を製造したりしないようにしましょう。こういったものを事例として書いています。

必ずしも全てではございませんけれども、例示としまして、特に気をつけるようなポイントをできるだけ文字を少なく書いているものでございます。

最後のページにつきましては、まだ完成しておりませんが、各種機関、例えば I N P I T ですとか、込み入った相談になりますと個別の相談で弁護士、専門家の相談になるかと思いますが、簡単な、初歩的な相談ができるところについても情報を書いて、こういった Q R コードをつけて、全部で 10 ページ前後のパンフレットを今考えているところでございます。

また、今回の審議会の委員の御意見もいただきながら、引き続きブラッシュアップして、イラストも入れて、最終的に完成をさせていきたいと思っております。

資料についての説明は以上でございます。

○岡村委員長 ありがとうございました。ただいま事務局から説明をいただきました従

業員向け啓発資料案につきまして、御意見、御質問をお願いしたいと思います。今日は、これが一番時間を取らせていただいているところでもありますので、自由闊達に御指摘をいただければと存じます。――では、皆様がお考えになっている間に、今拝見して気がついたところを。

2 ページ目の中段に3 つ柱がありまして、その一番右側はテレワークの話なのですが、表題が「カフェで」となっているのは、修正がまだ残っている状態なのですか。

○猪俣室長 テレワークをするときにカフェを使われる方が多いからというので、典型例としてカフェを書いています。もし、よりよい表現がありましたら、また考えたいと思います。

○岡村委員長 例えば「カフェでテレワーク」とかにすると、話がつながりやすいのかなと。

○猪俣室長 はい。

○岡村委員長 失礼しました。ほかには、何かございますでしょうか。――皆様、かなり遠慮されているようで。では、これも、お考えになっている間に私からもう一点、指摘させていただきたいと思います。

9 ページ、日常業務の②、勤務先の就業規則などのルールと言うと含まれているのでしょうけれども、通常、実務上のパターンとしては、就業規則そのものには書きません。いきなり就業規則と出てくると、若干、唐突感がございます。したがって、勤務先の内部規程などについてよく理解しましょうというような形で、通常は秘密保護規程だとかをおつくりになって、就業規則から引用を受けてというような形で整理されているところが多いと思います。そこも後で検討いたしましょう。ほか、何かございませんでしょうか。――では、また末吉委員から一言ずついただくというような形でお願いできますでしょうか。

○末吉委員 すごくよくなったのではないかと思います。1 つ、あえてつけ加えるとすると、9 ページ目のところありますが、最初に星印があって、トラブルに巻き込まれないためのポイント①、②なのですが、この間あった例は、退職者が社内の知り合いに連絡をしてきて、これこれの手续に必要なので、これこれの情報をもらいたいということを書いて、それを真に受けて。だから、ここにあるように漏らすという感じがなくて教えたところ、その人が悪党でというような事件がございました。

だから、そういうシチュエーションも頭の片隅に入れて、誘導していったらいいのかな

と。どう書いていいかわかりませんが、そういうトーンがまだないのかなと思って。そういう事例がこの間ありましたので、御参考までに。

以上です。

○岡村委員長 ありがとうございます。今の点、いかがでしょうか、事務局。

○猪俣室長 これは、当事者として自分が意識しなければいけないということであると同時に、いわゆる悪い人、産業スパイのような者が情報を盗もうとしたときのアクセスがあるので、そういったことも気をつけなければいけないということかと思います。そういったところが9ページから10ページに書けないのかどうか、また少し事務局の中で考えたいと思います。

○末吉委員 ありがとうございます。

○岡村委員長 では、杉村委員、何か一言いただけますでしょうか。

○杉村委員 ありがとうございます。前回から比べますと、非常に分かりやすくつくっていただいたと思います。ありがとうございました。

最初に、従業員の方々がこのようなパンフレットを手にしていただくということは非常に重要なことだと思っております。今までこのようなパンフレットがなかったところ、このように、作成いただいたことに対し、感謝申し上げます。

特に、「見やすく」というのが一番重要なポイントであったと思います。今回のバージョンは前回バージョンに比べると格段に見やすくなっておりますが、個人的な感想を申し上げますと、色づかいが刺激的といいますか、そこが少し気になったところでございます。

それから、2ページ目ですけれども、壁に耳あり障子に目ありとは昔の云々と書いてありますが、それを見た方は、「昔のこと」であれば現在には関係ないように思うかもしれないので、「昔から」等誤解がないような文言を考えていただければと思います。

それから、9ページですが、一般の従業員の方がこれを手にして、自分は普段からどうすればよいというのが4番目の記載だと思います。「日常業務の中で、①取扱いのルールを決めておきましょう」と書いてありますが、取扱いルールは、従業員に決める権限があるのかどうか私には分からないのですが、従業員向けということであれば「取扱いのルールを確認しておきましょう」というように、従業員の方が何をすればよいのかという視点で文言を書き直していただければと思います。

最後の、「もしも困ったら」というところです。これから付加されるということですが、2番目の矢羽根に、知財室と記載されています。しかし、「知財室」とはどこの知財室の

ことを示しているのかが明確ではないように思います。経産省の知財室であれば経産省の知的財産政策室と記載していただいたほうが、よろしいのではないかと思います。

短期間でがらっと見やすくなりました。これからイラストを付加されるということですが、この手のガイドブックであるイラストは男性しか記載されないことが多いので、ぜひ、女性も含めたイラストを記載していただければと思います。

以上です。

○岡村委員長 悪いことをするのは男性だということでしょうか（笑声）。

○杉村委員 では、困っている企業側の立場のほうに女性を書いただければと（笑）。最近、女性の研究者も徐々に増えてきていますので、そのほうがパンフレットを身近に感じると思いました。

○岡村委員長 ありがとうございます。特に9ページ、日常業務での①のところは大変重要な御指摘で、従業員が巻き込まれないためにという点と、企業側としてどうするかというのは、視点が若干二重になっているような、誤解を与えますので、表現を少し検討するほうがいいのではなかろうかと私も感じました。

今の杉村委員からの御指摘につきまして、事務局、何かございますか。

○猪俣室長 御指摘を踏まえまして、また、イラストも含めて、書きぶりも含めて事務局で検討していきたいと思います。

○岡村委員長 イラストの件も（笑声）。では、長谷川委員、お願いします。

○長谷川委員 ありがとうございます。私も企業の一従業員の目で改めて見させていただいて、前のバージョンと比べ、これであればだいぶ読む気がでてくるのではないかと感じました。修正ありがとうございます。

非常に細かい点を含めて幾つか申し上げたいと思います。3ページ目の下のところ、「公開前提の特許では守りにくい」という表記。知財業界にいる者であれば理解できるのですけれども、知財に詳しくない従業員が見たときに果たしてその意味を性格に酌み取れるでしょうか。そもそもこの点は言及しなくともいいようにも思いますので、御検討いただければ幸いです。

あとは、6ページのケース1や7ページのケース3の、使ってよいと言われた情報について、社内での閲覧に加えて業務委託契約と書かれています。これは恐らく、業務委託をしている中で開示され使用が許可されている情報というイメージだと思うのですけれども、一瞬、見たときに、業務委託契約自体があたかも秘密情報の対象であるかのように見え

るのです。社内での閲覧と表現を合わせていただいて、「業務委託の中で使用が許可されている」とか「開示されている」のように書いていただくと、より分かりやすいかと思いました。

最後に、10 ページ、転職・独立を予定している場合の⑥です。元いた会社の営業秘密を転職先で使って製品を製造しないようにしましょうと書かれており、確かに、製品の製造が典型的な事例なのだろうとは思いますが、ここは特に限定しなくてもいいようにも思います。流用ですとか……

○岡村委員長 開示そのものが問題ですよ。

○長谷川委員 そうですね。ですので、そこは表現の仕方を少し工夫いただいてもいいかと思いました。

あとは、最終ページのところで、やはりいざとなったときにどこに聞けばいいのかということをしつかりと案内されるのがすごく重要だと思っておりますので、こちらの整備を併せてよろしくお願いいたします。

私からは以上です。

○岡村委員長 ありがとうございます。今の点につきまして、事務局、何か補足コメントはありますでしょうか。

○猪俣室長 よくよく踏まえて、我々のほうで修正を考えたいと思います。

○岡村委員長 ありがとうございます。では、水野委員、もし何かございましたら願いいいたします。

○水野委員 私も先生方の御意見と同様で、裁判所として何か申し上げるということではなく、個人の感想となりますが、本内容について、従業員向けのものとしては難しいと思われる方も多いかもかもしれませんが、それでも、ある程度は内容が分かるというものと作成いただいたと思っています。

不正競争防止法の要件をここに書くのはとても無理ですので、「営業秘密があります、企業ではそういうものを扱っています、意図的なのか、巻き込まれてなのかはさておき、漏えいしてはいけませんよ」というメッセージが伝わるということが重要と考えますが、そのポイントは伝わると思っています。

8 ページに判決というところがあり、最終的に、この判決が確定したのかも含めて、私は承知していませんが、「こういうこともあり得る」というメッセージとして載せること自体は、あり得るかなと個人的には思っているところです。

○岡村委員長 ありがとうございます。これはそれぞれ何のケースでしたでしょうか。

○望月補佐 補足させていただきます。左側の刑事の事案は、日本の大手総合電機企業の半導体技術が提携会社の従業員を通じて海外の競合企業に漏えいした事件の判決です。

右側の民事の事案は、大手製鉄企業の電磁鋼板の製造技術が従業員を通じて海外の競合企業に漏えいした事件で、関連会社の元従業員に対して損害賠償を命じた判決です。

○岡村委員長 ということですね。

○望月補佐 はい。

○岡村委員長 では、次に、河野委員、何かコメントがございましたらお願いできましたら幸いです。

○河野委員 ありがとうございます。まずは、手に取って読んでいただくことが一番だと思いますので、そういう観点を考えたときに、冒頭事務局の方から御説明があったとおり、親しみやすさとか分かりやすさみたいなものと正確性。何を、どこまで、どのように伝えるかということのバランスが工夫のしどころだし、腕の見せどころみたいなことだったのだろうなと思いましたけれども、この2つのバランスが、とてもよい塩梅で編集されていて、とてもよいのではないかと思います。

先ほど末吉委員から御指摘があった、本人が巻き込まれてしまうケースというのは、確かにそういうことを知っておいたほうがいい方、知りたいと思っている方が多いのではないかと思いますので、その点、少し厚くしていただくのはとても有効かなと、御意見を伺っていて感じた次第です。

引き続き、この編集方針で、イラストも含めてよりよい方向でまとめていただければと思います。

以上です。

○岡村委員長 ありがとうございます。では、イラストも含めて検討していきたいと存じます。時計回りで、下川原委員、お願いいたします。

○下川原委員 私も、事前に拝見したものよりも、非常に分かりやすくとてもまとめてくださいまして感謝いたします。従業員の視点でも分かりやすいものになってきているのかなと思いますので、この先も、こんな感じでイラストも入れていただいて、女性も登場させていただいて（笑声）、やっていただけたらよいのかなと思いました。

1点だけ。先ほど、巻き込まれみたいな話もあるよねということで、最初のページ、1ページ目かな、出していただいていたいいですか。この2つ目のパラグラフで「報酬目当て

（不正の利益）で」と書いてあるのですけれども、これは要りますかねというのがちょっと気になっています。要するに、報酬目当てでなければいいのかみたいなことにならないような記載のほうがよいのかなと、先ほどの巻き込まれみたいなことも踏まえて思った次第です。

そのぐらいですかね。あと追加して申し上げることはないかなと思います。ありがとうございます。

○岡村委員長 ありがとうございます。事務局、今の点にコメントありますか。

○猪俣室長 ここはどちらかというと、本人が不正の利益、いわゆる報酬、お金を求めて、あるいは、誰かのために何かをするということの観点で、不正の利益というのを書いております。

先ほど末吉委員からありました、いわゆる産業スパイに言われて、本人は漏らそうという気がなかったけれども教えたという場合は、必ずしも漏らしてしまった本人が報酬目当てだったとは言えず、実際漏らしてしまった本人というよりも、産業スパイのほうが不正の利益を得るために、情報を持っている人からその情報取ろうとしたということかと思います。ここの書きぶりですが、たしか不正の利益というのが法律の違法要件としてもあったと思いますので、そこを少し書いておいたほうがいいかなと思うところでもございますが、産業スパイといった相手から、実は知らなくて漏れてしまうというような場合をどのように書くかも含めて、また考えていきたいと思います。ありがとうございます。

○岡村委員長 ありがとうございます。

○下川原委員 ありがとうございます。

○岡村委員長 では、田村委員、お願いいたします。

○田村委員 特に強い意見ではないのですけれども、少しお話ししたいことは、今の点に関係しますが、従業員が不正の利益、図利加害目的なく営業秘密を漏らしてしまうことは法律違反にはならないので、1 ページ目の記載は、むしろ、それがないと少し強過ぎるということになると思うのです。

会社の上司に怒られるのは、別に、図利加害目的ではなくても怒られるのですが、1 ページ目は多分、そこより下のほうが大事だと思うのです。ですから、事務局が今おっしゃったように維持せざるを得ないのかなという気がします。

他方で、2 ページが少し気になっています。最初に申し上げたように私も皆さんに賛成で、コペルニクス的に非常によくなったと思っています。それを前提として、全体が、営

業秘密とは、不正競争防止法違反とは、とても大変なことなのですよということをきちんとお知らせしようというパンフレットになっていると思います。

逆に、秘密みたいなことはしゃべってはいけないよとか、エレベーターの中で秘密をしゃべったらいけないよなどということは割と企業でも、むしろエレベーターに書いてあることも多かったりするので、ここが2ページ目のお話で最初のほうに来ると、普通の話がこれからあるのかなと思ってしまうのではないかなと。

特に「社会人としてNG!!」と赤字大枠で書かれているので、これはマナーの話なのかなと思われてしまうと、もったいないような気がするのです。しかも、ここに書いてあることは、先ほどの話に関係しますけれども、図利加害目的でない場合だから、要するに、自分がトラブルに巻き込まれない、営業秘密を違反するような人に漏らしてしまっていないかという話なのですよ。全体のトーンからすると、これを最初に持ってくるのは得策ではないのかなと思われます。

持ってくるのだったら、就業規則違反等、社内ルールに違反するということは十二分にあり得るわけだから、どちらかというと9ページでしたかね、後ろのほうの、法律の話もそうですし、さらには、いろいろと気をつけることがあるよねという、会社内の就業規則を確認しましょうなどというところがあったと思うのですけれども、そのお近くに持ってくる話ではないかと思いました。

とにかく、かなり最初に、違法でない話で、かつ、社会人のマナーとしてNGというのが、そこだけ突出していて、全体のトーンを少し弱めてしまっているかなと思います。ただ、これは求められたから申し上げているだけなので、こだわらなくてもよくて、お任せいたします。

○岡村委員長 ありがとうございます。当初案が、日常と違う遠い世界というようなものが中心に並んでいましたので、いろいろな意見を入れて、やわらか目の、どこにでもあるようなところから皆さん気をつけましょうねということになっているのではなかろうかと思いますが、今の田村委員の見解も含めて改めて検討したいと存じます。

一通りおっしゃっていただいたので、私からもう一つ事務局にお聞きしたいのは、7ページ目のケース4なのです。要件自体は分かっているのですけれども、在職中に持ち出した時点でアウトなので、自分の就職を有利にするために約束してというのは要件とすればなくてもいいのではなかろうかという気がするのですが、いかがでございましょうか。

○望月補佐 岡村委員長、御指摘ありがとうございます。各ケースについて、刑事罰の

対象となる行為の規定と民事責任の対象となる不正競争の規定とがある中で、両方を統合してざっくり書いているといったところがございます。わかりやすさ、正確性を両立させつつどのような記載にすべきかについては、また御相談させていただきながら、調整させていただきたいと思います。

○岡村委員長 何を申し上げたいかというと、約束していなければ許されるのだというような反面解釈的なメッセージを与えたくないなと考えた次第であります。民事と刑事とありますので、確かに難しいところです。

ほかに何かございますでしょうか。——よろしいでしょうか。では、特に御意見ございませんようなので、事務局から総括的なメッセージで何か補足がございましたら、どうぞ。

○猪俣室長 多方面にわたりまして御意見いただきまして、ありがとうございます。我々のほうでまた中身を検討していきまして、イラストも交えて、よりよいものになりますようにブラッシュアップして、また皆様に御提示できればと思っております。

以上でございます。

○岡村委員長 ありがとうございます。そうしましたら、ここからの修正は、必要があれば私が委員長として、事務局と相談しつつ事務局にお任せしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

分かりました。ありがとうございます。

それでは、最後の議題に入っていきたいと思います。まずは、事務局から資料6及び参考資料1について御説明をお願いいたします。

○猪俣室長 資料6を御覧ください。こちらは、別途、小委員会の下に贈賄ワーキンググループを設けまして議論しているところでございます。時間の関係上もございますので、簡略に申し上げたいと思います。

ページをおめくりください。現在、このワーキンググループの中で、佐伯座長の下で審議をさせていただいております。昨日、ワーキンググループを開きまして、座長の一任が取れたところでございまして、現在、事務局のほうで資料を修正して、それが済み次第、パブリックコメントにかける予定でございます。こちらは外国公務員の贈賄防止指針でございます。

2ページ目、今回の法改正の内容について簡単に御説明申し上げます。OECDの外国公務員贈賄防止条約に基づきまして、不正競争防止法に外国公務員贈賄罪があるところで

ございます。

こちらで、いわゆるOECDからの勧告におきまして、自然人の罰金、そして法人の罰金が日本では高くないということでございまして、今回、同じ法律にございます不競法の営業秘密にもございます日本の刑事法制、経済犯罪の中でも最高額、最長期間になりますよう、自然人では3,000万円以下、懲役については10年以下というようにさせていただきました。法人についても3億円以下から10億円以下ということで、刑事法制の中でも最高額となっているところでございます。

また、一番下でございます。実際に日本企業の従業員が贈賄行為を行った場合につきまして、日本国内でありましたら属地主義として国籍問わず対象となるのですが、現行法では、海外におきましては属人主義として日本人のみが対象となっておりましたが、今回の法改正によって、外国人従業員が海外で単独で贈賄行為をした場合であっても日本の不競法で処罰可能とさせていただいたものでございます。

その内容、法律の中身を3ページ目に書かせていただいております。第18条で、いわゆる贈賄をしてはいけないというように規定をさせていただいております、それについての罰則が21条で、自然人につきましては10年以下の懲役、または3,000万円以下の罰金、または、これを併科するとなっております。

そして、第21条の第11項でございます。こちらのほうで、先ほど申し上げました、海外単独の贈賄行為の処罰対象の拡大ということで、日本国内に主たる事務所を有する法人の代表者、代理人、使用人、その他の従業者であって、その法人の業務に関し、日本国外において同号の罪を犯した日本国民以外の者にも適用するというので、これで、日本企業の外国人従業員が単独で海外で行った場合についても、日本の不競法の処罰の対象にしているものでございます。

最後に、第22条のところで、法人の罰金額を10億円以下としたものでございます。

細かい点は省略しますが、4ページ目を御覧ください。指針の改訂案を御提示させていただいて、現在、座長の一任が取れているところでございます。

まずは、外国公務員贈賄罪に関する法改正事項の反映。先ほど申し上げた内容でございます。

また、スモール・ファシリテーション・ペイメント。これはいわゆる行政の裁量に何か影響を与えるものではない、少額な支払いをするということで、OECD条約のコメンタリーにおいては違法ではないというように書いております。その記述について、日本の指

針の書き方が誤解を与えるものであるというようにOECDから指摘を受けておりますので、それに関する技術的な修正をしております。

また、法人の責任がどこまでなのか、海外子会社にも及ぶのかどうかというところがよく議論となるところでございます。海外子会社、海外の法律に基づいた、海外でつくられた法人につきまして、日本の本社、あるいは日本国内の従業員と何か共謀行為があったり、そういった関与がある場合等について、明確化をさせていただいているものでございます。

その他、外国公務員贈賄防止体制についても、どういった体制を構築すればいいかということについて記載の充実をさせていただいたものでございます。

こうしたものにつきましての御審議を現在いただいているところでございます。10月20日、第1回目に案を提示させていただきまして、その振り返りを昨日したところでございます。さらに少し修正が必要ということをいただきましたので、現在その修正作業を行っておりますけれども、それが済み次第、その指針につきましてはパブリックコメントにかけて、可能でしたら来年の1月頃に、パブリックコメントを踏まえたさらなる改訂を検討しまして、来年の4月1日に施行でございますので、それに備えていきたいというものでございます。

資料については以上でございます。

○岡村委員長 ありがとうございます。ただいま事務局から御説明いただきました、外国公務員贈賄に関するワーキンググループにおける審議経過につきまして、委員の皆様方から御意見、御質問がございましたら、御発言をお願いしたく存じます。いかがでしょうか。特に御質問、御意見ございませんでしょうか。——特にないようですね。では、ありがとうございます。

これにて、本日予定しておりました議事は終了となります。最後に、今後の予定などにつきまして事務局から御説明のほど、お願いいたします。

○猪俣室長 委員の皆様、本日は御審議いただきまして、誠にありがとうございました。最後に、今後の予定等について事務局より御連絡申し上げます。

「限定提供データに関する指針（案）」及び「秘密情報の保護ハンドブック（案）」につきましては、本日いただきました御意見を取り込んだ上で、岡村委員長の御了解を得ました後、パブリックコメントにかける案として委員の皆様へ御報告させていただきたいと思っております。パブリックコメントにつきましては、準備ができ次第、速やかに実施する予定でございます。

また、次回の小委員会でございますけれども、パブリックコメント終了後に開催させていただく可能性がございます。開催日時は、来年、令和6年1月29日月曜日午後3時半からを予定しております。その議題につきましては、パブリックコメントの結果、「限定提供データに関する指針」及び「秘密情報の保護ハンドブック」の最終公表案を予定しております。

なお、開催の有無も含めまして、詳細につきましては追って御連絡申し上げます。

以上でございます。

○岡村委員長 ありがとうございます。それでは、これをもちまして、第24回不正競争防止小委員会を閉会といたします。本日は皆様どうもありがとうございました。

——了——